

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年7月22日(水曜日)
午前9時30分～午前11時31分
- 2 場 所 委員会室(議場)
- 3 出席委員 山中佳子 委員長 三好睦子 副委員長
高木法生 委員 岡山 隆 委員
秋枝秀稔 委員 猶野智和 委員
坪井康男 委員 杉山武志 委員
村田弘司 委員 藤井敏通 委員
岡村 隆 委員 田原義寛 委員
山下安憲 委員 石井和幸 委員
- 4 欠席委員 荒山光広 委員
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局企画員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 中本喜弘 教育長
田辺 剛 総務部長 志賀雅彦 美東総合支所長
鮎川弘子 秋芳総合支所長 末岡竜夫 教育次長
八木下理香子 教育委員会事務局長 竹内正夫 総務課長
松野哲治 庁舎整備推進室長 佐々木昭治 財政課長
斉藤正憲 生涯学習スポーツ推進課長 上田 誠 美東総合支所
五嶋洋文 秋芳総合支所 総合窓口課長補佐
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（山中佳子君） 皆さん、おはようございます。それでは、第3回新庁舎等建設特別委員会を始めたいと思います。

前回7月1日の本特別委員会において、篠田市長より、本庁舎に関しての基本計画の再検討事項についての説明を受け、また、中本教育長からは、主に美東・秋芳総合支所の複合化に伴う教育委員会の所管施設である公民館、図書館についての考え方についてお伺いしました。

その中で、これから議論を深めていく過程において必要な資料提出の要求が何点ありました。タブレットに配信されていると思いますが、地方債や実質公債費比率、財源のシミュレーション、来庁・来館者数等の資料が執行部において作成されていますので、まず、その説明を受け、その後、各委員さんよりお考えをお聞きしたいと思います。

基本設計に関わる部分である面積、建設予定額などの変更資料は、今月中旬以降にできるのではないかとということですので、十分な議論はできないかとも思いますが、今まで提出された資料を参考に御意見を伺いたしたいと思います。

本日も2時間程度を予定しており、前半を本庁舎、後半で美東・秋芳の総合支所について審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） それでは、篠田市長は、所信表明等での「一旦手を止めて」という発言に対しては、タイムアウトという言葉为例に出され、手術の際の確認作業と同じで、議会に設置された特別委員会の意見を十分尊重しながら、最終的な結論を出したいと言われてしています。

慎重に審議をしていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、執行部より説明をお願いします。佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） それでは最初に、庁舎建設に係る地方債につきまして御説明をいたします。

ただいま配信いたしました資料の上段を御覧ください。

まず地方債とは、地方公共団体が第三者から資金の借り入れを行うことにより負担する1会計年度を超える、つまり1年を超える長期にわたる債務のことでありま

す。

また、1年以内の一時借入金は地方債の中には含みません。

この地方債は、公共施設の建設事業など、単年度に多額の費用が発生する事業の財源の負担を現世代と、後年度に便益を受ける後世代との間で平準化するという調整機能を有しており、償還期間は、地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数以内となっております。

次に、地方債を御説明するときに、財政的に有利な地方債かどうかを比較する割合といたしまして、充当率と算入率という割合がございます。これについて御説明をいたします。

資料の下の部分、表の下の米印の1、2を御覧ください。

まず、充当率とは、事業を実施するために必要な地方公共団体が負担する財源のうち、どのくらい地方債を借り入れることができるかという割合でございます。この割合が大きいほど、事業費に対して一時的に必要となる一般財源の割合が少なくて済むということになります。

次に、算入率とは、借り入れた金額を後年度償還するに当たり、各年度の普通交付税を算定するときに、基準財政需要額に算入することができる元利償還金の割合のことです。この割合が大きいほど、元利償還金の相当額が普通交付税で措置され、結果的に地方公共団体の財政負担が軽減されるということになります。

それでは、主な庁舎等の建設に係る地方債について御説明をいたします。

表の一番上、ナンバー1、合併推進債でございます。

対象事業は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に、都道府県の合併構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画等に基づき実施する事業であり、庁舎等の行政主体が直接使用するための公用施設も対象となっております。事業期間は令和4年度までとなっております。

合併推進債の充当率は90%であり、算入率は40%となっております。

また、償還期限は最大30年であり、据置期間は5年間です。つまり、最初の5年間は利子のみを支払い、6年目から30年目までの間は元金及び利子を支払うということになります。

なお、現在、本庁舎や総合支所の整備につきましては、この合併推進債で借入れすることを予定しております。

次に、その下ですが、ナンバー２、緊急防災減災事業債であります。

対象事業は、防災拠点事業等の整備事業であり、事業期間は令和２年度までとなっております。

充当率は100%、算入率は70%でございます。

現在建設中の美祢市消防庁舎・消防防災センターは、この緊急防災減災事業債と先ほどの合併推進債で借入れすることとしております。

次に、１つ飛ばしまして、ナンバー４の過疎対策事業債でございます。

対象事業は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により公示された市町村が策定した、過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業であり、公民館や図書館は対象になりますけれども、庁舎等の行政主体が直接使用するための公用施設部分は対象になりません。

事業期間は、平成29年度から令和２年度となっており、今後の状況につきましては、本年４月17日に総務省の過疎問題懇談会が引き続きの過疎対策の制度が必要と公表したことから、今後、方向性が示されるものと考えております。

過疎対策事業債の充当率は100%、算入率は70%であり、償還期限は最大12年で、据置期間は３年間となっております。

以上が、庁舎建設に係る地方債についての説明であります。

続きまして、実質公債費比率と地方債の発行手続について御説明をいたします。

財政状況を示す指標で、健全化判断比率の１つとして、実質公債費比率という指標がございます。

この実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率の過去３か年の平均値をいいます。

また、実質公債費比率の値により、地方債の発行手続が異なってまいります。

一定の要件、具体的には、実質公債費比率が18%未満、実質赤字額が0、連結実質赤字比率が0%、将来負担比率が350%未満の要件を満たす地方公共団体は、事前に届け出るだけで地方債を発行することができます。ただし、公的資金を借る場合は、都道府県知事への協議が必要となります。

次に、実質公債費比率が18%以上となった場合には、公債費負担適正化計画を策定し、地方債を発行しようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、実質公債費比率が25%以上となった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、地方債を発行しようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。さらに、財政状況が悪化して実質公債費比率が35%以上となった場合には、議会の議決を経て、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政再生計画を策定しなければなりません。また、総務大臣の同意を得ない限り、地方債の発行が制限されます。

本市における実質公債費比率の推移につきましては、資料の一番下に記載しておりますが、平成20年度以降、低下傾向がございます。

以上が、実質公債費比率と地方債の発行手続についての説明であります。

続きまして、総合支所の財源を変更した場合と、整備時期を繰り下げた場合の一般財源の比較結果につきまして御説明をいたします。

このたびの試算は、本庁舎の建物を令和4年度末までに整備することを前提として、各総合支所の整備について、財源である地方債を当初の予定である合併推進債の活用から過疎対策事業債も併せて活用した場合と、また、両総合支所の整備時期を令和5年度以降に繰り下げた場合の一般財源の比較を行ったものであります。

まず、試算の前提となる考え方について御説明をいたします。

資料の向かって左上の仮定、基本情報条件設定の表ですが、本庁舎及び総合支所の整備事業費は、財政計画の事業費であります本庁舎整備を43億円、各総合支所の整備を7億円としております。

次に、各総合支所の総面積は1,200平米とし、事務所を500平米、公民館、図書室部分を700平米としております。

次に、それぞれの起債の額は、本庁舎整備が20億円、総合支所は5億5,300万円を基本に算出をしております。

続きまして、中段のシミュレーションを御覧ください。

このたびは3つのパターンを試算しております。

パターン①は、財政計画の積算方法のとおり、令和4年度までに総合支所の庁舎を整備し、財源としては、事務所部分、公民館、図書室部分の整備費を合併推進債で借り入れる場合であります。

パターン②は、両総合支所の庁舎を整備する時期は令和4年度までで、パターン①と同じでありますけれども、財源を事務所部分は合併推進債で、また、公民館、

図書室部分の整備費は過疎対策事業債で借り入れる場合であります。

最後に、パターン③は、両総合支所の庁舎整備時期を令和4年度以降の5年度から7年度にかけて実施し、財源は合併推進債が使えないことから、公民館、図書室部分の整備費のみ過疎対策事業債で借り入れる場合であります。

その結果ですが、資料の一番下の表の右端を御覧ください。

パターン①で整備した場合の本庁舎と総合支所の整備に係る一般財源は45億6,282万6,000円、パターン②で整備した場合は43億1,218万8,000円、パターン③で整備した場合は44億6,483万8,000円となり、パターン②の場合、具体的には、本庁舎と両総合支所の庁舎整備を令和4年度までに行い、総合支所の事務所部分は合併推進債で、また、公民館、図書室部分の整備費は過疎対策事業債で借り入れる場合が一番一般財源の支出が少なく、財政的に有利な整備方法であるという試算結果となったところでございます。

しかしながら、過疎対策事業債は財政運営上有利な地方債でありますことから、財政計画上、毎年、通常事業の財源として借り入れることを見込んでおります。

また、過疎対策事業債は、国全体の過疎対策事業債発行額が地方債計画の計画上の額の範囲内に収まることが確認されて、同意等予定額が国から地方公共団体に通知をされてくるという形になっております。このため、通常の過疎対策事業債の借入分に、総合支所の過疎対策事業債の借入分を加えた額の満額を本市が借り入れることができるかどうかというのは、現時点では未定でございます。

以上が、総合支所の財源を変更した場合と、整備時期を繰り下げた場合における一般財源の比較結果の説明であります。

私からは最後ですが、先ほどのパターン①、パターン②、パターン③ごとの実質公債費比率の推計について御説明をいたします。

資料の上段の表がパターンごとの各年度の実質公債費比率であり、その下が実質公債費比率をグラフ化したものでございます。

パターン①、パターン②、パターン③のいずれの場合も令和3年度に最も下がり、その後、令和17年度まで上昇した後、再度下降する見込みであります。最も上昇する令和17年度の実質公債費比率は3つのパターンのうち、パターン②が最も高く15.8%となりますが、18%未満には収まる見込みであります。

なお、実質公債費比率の推計には、財政計画で見込んでおりました学校給食セン

ター整備事業と特定環境保全公共下水道事業に加えて、新たに衛生センター整備事業の各起債を見込んで推計をしております。

実質公債費比率の推計につきましての説明は以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） それでは、私のほうから資料5としまして、来庁者推計人数の御説明をいたします。

この表につきましては、本庁舎並びに各総合支所のほうの来庁者の推計人数を表したものでございます。

厳密に言いますと、来庁者の人数といいましても、手続をされた方、ただ相談に来られた方、営業に来られる業者の方等々ございますので、推計という形で表しております。

本庁舎におきましては、本庁舎1階、2階、3階、第一別館、第二別館、第三別館、それぞれ各部署の数字を表しております。

1日当たり及び年間的人数でございます。

本館につきましては、1日当たり223人、1年間で5万3,600人、第一別館、第二別館、第三別館におきましても右に書いてある数字でございます。この4つの庁舎を合わせまして、1日360人を推計をしております。

その下、総合支所でございますけれども、このたび改修工事に関わる建物におきまして推計をしております。

推計方法としましては、本庁舎と同じ推計方法でございます。

美東総合支所関係につきましては、1日当たり118人、秋芳総合支所につきましては、1日110人としております。

なお、この人数につきましては、新型コロナウイルス影響以前の数字を基としておりますので、現在、多少の来庁者はこの数字よりも減ってるかと思えます。

説明は以上でございます。

○委員長（山中佳子君） ありがとうございます。説明が終わりました。委員の方で質問のある方は。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 基本的な、初歩的な質問を幾つかいたします。

最初の質問は、各地方債がありますが、これは、どういう法令に準拠してるかという法令の名前をお聞きしたいというのが1点目です。

それから2点目が、地方債の中で過疎債というのがございます。これの主な、今までの——主要な庁舎の問題は別にしまして、主な対象事業になった事柄、3つか4つ教えていただきたい。

それから、最後の質問が、これにはありませんが、今回外れてますが、社会福祉協議会に対する人の出入り、もし資料がございましたら教えていただきたい。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、根拠になる法令は何かという御質問につきましては、地方財政法第33条の5の8というのに根拠条文がございます。

続きまして、これまでの過疎対策事業債を活用した事業というふうにおっしゃいましたけれども、本市ではかなり活用しております。例年、大体9億ぐらい過疎対策事業債を使っております。例えば、秋芳桂花小学校についても過疎対策事業債を使って——活用していると思っております。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） ただいまの御質問にお答えします。

社会福祉協議会につきましては、当初計画に上げておりましたが、現在計画を外しておりますところから、来庁者の人数は調べておりません。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） よろしいでしょうか。そのほかに説明に対する質疑がありましたら、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたしますが、先ほどの実質公債費比率の中で、給食センターと衛生センターともう1つ、何でございましたか。

それと金額——事業費的にはどのぐらい見込んでおられるか、お願いいたします。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

今見込んでおりますのが、先ほどおっしゃいました学校給食センター整備事業、衛生センター整備事業、併せて特定環境保全公共下水道事業、コミプラと言われる事業の更新事業でございます。

各事業費につきましては、まず、学校給食センターの整備費につきましては、まだ具体的なものが分かりませんので、財政計画上見込んでおりました額、事業費としましては13億9,100万円、衛生センターにつきましては、今現在の見込みの額12億5,400万円、特定環境保全公共下水道事業につきましては、これはかなりの期間——令和8年度までの予定をしておる事業でございますけれども、合わせて22億8,500万を見込んでる事業費のものでございます。

なお、それぞれ起債の額は、大分それよりは小さくなりますので、よろしく願います。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

これはあれですか、それぞれ見込んでおられて15.7%ぐらいになるという、こういうことでございますね。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

今現在見込める——この数値について見込んでおるという状況でございます。ですので、今現在見込めない、実施するかもしれないという事業については見込んではおりません。

○委員長（山中佳子君） そのほかに。坪井委員。

○委員（坪井康男君） さっき忘れておりました。

地方債の発行手続のところで、公的資金を借りる場合は都道府県知事の届出が必要とありますが、この公的資金というのはどういう資金でしょうか。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 坪井委員の御質問にお答えをいたします。

公的資金とは何かという御質問でございました。

公的資金とは、財政融資資金や地方公共団体融資資金——融資機構資金等を公的資金という形で分類しております。

以上でございます。（発言する者あり）財政融資資金という、そういう資金があるんですけども、それとあと、地方公共団体金融機構資金という、融資を受けることができる資金がございまして、そういうのを……（「内容を詳しく」と呼ぶ者あ

り)それぞれの資金の内容ですか。ちょっと……(「公的資金の内容です」と呼ぶ者あり)すみません。今、公的資金というのは政府系の——からお借りをする資金を公的資金というふうに分類しておりまして、一方で、それと反する分で民間より——通常の市中銀行から借り入れる場合は、民間機関から借り入れる民間資金という形で分類をしております。(「国のっていうのをもう少し具体的に」と呼ぶ者あり)国というか公的な機関……(「それを具体的に」と呼ぶ者あり)

○委員長(山中佳子君) 今回は、この公的資金は関係ないということによろしいでしょうか。

○委員(坪井康男君) 関係あるとかじゃなしに、資料として出してあるから内容を説明してくださいって言うてるんです。

○委員長(山中佳子君) 佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木昭治君) では、分かる範囲で御説明をいたします。

財政融資資金とは、財務省が財政融資資金特別会計において、国債を発行して資金調達したものでございます。

地方公共団体金融機構資金というのは、全ての都道府県、市町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したものでございます。

設置目的は、地方公共団体に対して、長期かつ低利の地方債資金を融通する者、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援業務を目的として設置されたものでございまして、その資金を活用しておるという状況でございます。(発言する者あり)

○委員長(山中佳子君) 手を挙げて。坪井委員。

○委員(坪井康男君) 失礼しました。関連だからいいと思って言いました。

美祢市で、今おっしゃった公的資金、これを採用した実績があったら教えてください。

○委員長(山中佳子君) 佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木昭治君) 公的資金を使っておるかということですがけれども、私どもは、例年起債というか、地方債を発行しておりますけれども、こういう形で財政融資資金は使っております。財政融資資金を活用しております。(発言する者あり)使っていると。(発言する者あり)

○委員長(山中佳子君) 手を挙げて言ってください。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 関連の話だから一々手を上げたり下げたり、本会議ではないんですから、許してください。

具体的に、どういうケースでこの公的資金を借りてるか、その例を示してくださいという質問です。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。

過疎債等につきましては、ほとんど財政融資資金を使っております。

○委員長（山中佳子君） そのほかに。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） シミュレーションのこの数字で確認したいんですけれども、本庁のほうでは、事業費というか43億円という前提でやられてますよね。

ところが、市長のほうから20億円という話がありますよね。そこはどう——この20億というのと、この43億というのはどういう関係がありますか。

少なくとも、市長のほうから20億程度の事業にせえという話があって、そういう見直しでいろいろ話を進めてますよね。

私の理解は、ここでいう43億というのが20億に収めろというふうな理解だったんですけれども。この説明だと、起債は20億で、残りが一般かなんかでやるという前提になってますけれども、そこが一体、何で……。

もう1つは、できるだけ有利な起債をしたいということで、合併債を使うと。特に、本庁舎のほうはそれでいくと、こういうふうな説明をずっと聞いてたんですけれども。

どうも、ここのこのシミュレーションの前提は、20億は合併債、それ以外の23億については一般債というふうに書いてあると私は理解したんですけれども、私の理解が間違いであれば正していただきたいですし。

市長が言われるところの20億というのが、この本庁舎の整備費というか——の全てじゃないかと思うんですけれども、そこも違うというんだったら、そこもちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） 私のほうからお答えをいたします。

今配信をいたしますが、基本計画の資料編の中に、全体概算事業費という資料を上げております。

この事業費は、本庁舎の新築工事、当初では32億7,000万円、解体工事1億7,000万円、外構工事2億4,000万円、第一別館の改修工事としまして2億9,000万円、その他設計等でございますけれども、合計で42億4,000万円という数字をここに上げております。

前回の特別委員会で市長が申し上げた20億程度という分につきましては、一番上の新本庁舎新築工事の32億7,000万を20億程度という表現をしております。

ですから、42億4,000万が20億になるわけではございませんので、その辺は説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど説明がありましたとおり、市長が申しました20億というのは、32億に対応するということですが、では20億になぜしなかったかという御質問の趣旨だったと思います。

これにつきましては、今現在、まだ20億程度ということで、はっきりしておりません。お示しができるのが、財政計画上、今こういう形で進んでおります事業費です。それをベースに今試算をしておるという状況でございます。

○委員長（山中佳子君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回の本庁舎、もしくは総合庁舎のことで一番のポイントは、要は、トータルで幾らで、それをどういうふうな有利な起債をやるか。それによって、美祢市の財政負担が将来にわたってどれだけ少なくなるかということだろうと思います。

それで、今のお話、確かに市長が言われた20億というのは、先ほど松野室長から説明がありましたように、32億に対する20億というのは、確かにそうだったと思います。

ところが、今の整備計画の詳細を伺うと、建てるだけではなくて、当然のことながら解体したりというふうな費用が、全部ひっくるめて42億。それが32億から20億になったとしても、43億が10億減るだけです。32億ぐらいいや。すなわち、建てるだけじゃなくて、片づけたりという費用が入ってるということですね。分かりました。

そうなってくると、建てるだけじゃなくて、解体したりというその費用は、ここでいうところの合併債が適用できないということなんでしょうか。もし適用できるんだったら、そちらの合併債やって、ただ単に20億じゃなくて32億ということで、合併債でやれば良いと思うんですよね。

合併債は、定義からいくと、やっぱり使用できる用途、過疎債にしても本庁のことについては駄目だと。あくまでも公民館だとか、そういうふうなものにしか過疎債は使えないと。すなわち、この工事の中でも、使えるものと使えないもの、それがあるということだと思えますよ。その辺どうなんでしょうか。

本当に一番有利ということ、ただ単に負担率が少ないということを見ると、過疎債のほうが100%の70%やったかな、実質的には有利だと思えますね。ただし、それを借りられるというか、償還期間が短いというものでありますし。

だから、単純に考えて、一番負担が少ないのは過疎債をばんばん使う、ただし過疎債は、本庁そのものは使えないという条件がありますね。

したがって、もう1回お聞きしますけれども、本庁の中で、本当にこの建て替え、解体もひっくるめての建て替えの中で、幾らだけ、どのぐらい合併債が使えるのかというところを改めて御質問します。

すなわち、建て替えのところが32億が20億で終わったとしても、残りの20億程度がまだありますけども、それは、合併債は使えないのかどうなのかという質問です。

○委員長（山中佳子君） 藤井委員、合併債と言われますけれども、合併推進債ですので。よろしいですかね。

○委員（藤井敏通君） それはいいです。合併推進債、特別じゃなくて。そういう理解で言ってますので。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） 私のほうから、最初に回答させていただきます。

今の御質問でございますけども、合併推進債は全て使えないのかということでございますけども、合併推進債の期限が令和4年度、ですから令和5年の3月までに工事が完成しておるものについて該当するということでございますので。

本庁舎の新築部分につきましては、その期限内に完成をする予定でございますけども、引っ越しをした後、解体工事並びに外構工事等につきましては、合併推進債の期限より後ということになりますので、合併推進債の対象外というふうに考えて

おります。

そういうことで、20億を該当として、一般財源で23億というふうに、この数字が出てるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 私は、この特別委員会にこの5月からなんで、それ以前の話はよく存じておりませんが。

そもそも、本庁舎の建て替えというのは、普通——普通人が考えれば、建てた後、今松野室長が言われたように、その後引っ越しをしたりとか解体をしたりとか、それもひっくるめての工事の完成という意味ではなかったのでしょうか。

何か、それもひっくるめて、例えばこの場合だったら、当初は43億と。それについては有利な合併推進債が利用できる、だからやりましょうと、こういう話ではなかったのでしょうか。

今の話だと、あくまでも期限が4年というか、ありますので、それまでは完成したら使えるけどもということですが、それ以降の引っ越しなり建て替えなりというのは、これは使えません、一般財源ですと。こういう——ずっとやっぱり説明をされて、それで、今まで皆さん、議員の皆さんもそうだそうだということで話を進められてきたんですか。

何か申し訳ないんですけど、ちょっとこうだまされたというか、狐につままれたような気も感ではないんですけども。

そこはもう、最初からそういう前提で、あくまでも本庁舎を建てる、それが32億、それは合併推進債を使いますよと。ただし、それ以降のいろいろ引っ越しなり建て替えなり解体なりというのは、もう4年というか、期限が切れてますから、あくまでもそれは一般債を使ってやりますよと、こういうこと的前提でずっと話がきてたんですか。

すみません、そこをちょっと、再度お伺いいたします。

○委員長（山中佳子君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 藤井委員の御質問にお答えをいたします。

主な内容は、事業費のうち、なぜ、全部有利な起債を活用するような計画にしないのかというような内容ではなかったかというふうに思いますが。

一応、この財政計画で、事業費43億のうち20億としておるのは、事業費のうちでも、例えば、基本計画とか基本設計の経費は起債の対象にならないということもありますし、財政計画に計上した時点では、まだ事業費がはっきりしていなかったということもありますし。

先ほど、財政課長のほうから説明がありましたとおり、実質公債費比率、これが18%を超えないようにという——18%を超えた場合には、起債にいろいろ制限がかかるということもありますので、それを超えないように起債の額を抑えているというのが主な理由であります。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の田辺総務部長の回答だと、一般債というか、いわゆる20億以外の23億分、これについては、いわゆる起債にならない、すなわち、健全化のところの財政の比率が、それはもう対象外になるということですか。

やはり、どの起債を使おうと、例えば推進債を使おうと過疎債を使おうと、一般財源というか——をやろうと、これも基本的には起債されるわけでしょう。（発言する者あり）違うんですか。だから、そこをすみませんが、ちょっと説明してください。

○委員長（山中佳子君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 藤井委員の御質問にお答えをいたしますが、起債が借りられない部分については、純粋な一般財源、その中でも庁舎の整備基金として積み立てたものが、現在では7億5,000万円程度ありますが、これももちろん活用するのと、それだけで不足する部分については、ほかの基金等からの——基金の取崩し等により対応するというところで。

庁舎整備だけではなくて、全体の——美祢市の全体の財政運営の中で、先ほど申しました実質公債費比率が高くなり過ぎないようにとか、できるだけ交付税措置がある起債を、その中で、できるだけ有利な起債を活用できるようにということを心がけて、今財政計画も策定しておりますし、実際の今後の財源を、実際にどの財源を活用するかについても、また時期が違ってくるとまた状況が変わるということもありますので、一番有利な財源を活用するというところで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回の田辺総務部長の回答というか——ということになりますと、この数字でいきますね。43億のうち20億は合併推進債でと。残りは、例えば欄の一番下にありますように、今まで基金として庁舎等整備基金を7億5,000万ぐらい積み立てられてるんで、これを使おうかと。さらに、23億から7億引いても16億ですから、まだそれ以外のものについても、例えば基金を取り崩してやろうかと。

確かに、基金を取り崩せば起債じゃないんで、起債比率的にはそれは上がらないかもしれませんが、基金を取り崩すということは、結局、一般標準財政のところの分母を小さくすることになるんで、結果、分子は、起債の数量はそりゃあ増えないかもしれませんが、分母のほうが減るわけですから、比率は上がるんでしょう。

だから、できるだけやっぱり、あんまり基金を取り崩したりはしないで、どちらかと有利な起債でやるというほうが、財政健全化率というか、公債費比率を上げないということを考えたときに、そのほうが正解じゃないでしょうかね。

いずれにしろ、今、残りのところは、いろんな方法をという話でございませけれども、できるだけやっぱり合併推進債を使うというか、これをできるだけ使うというのがやっぱり一番いいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

基金を取り崩した場合にも、実質公債費比率を計算するときの分母になる標準財政規模というのは変わりはありません。これは、主に税収等が基本になっておりますので。ですから、基金を取り崩す、取り崩さないによって、実質公債費比率が変わってくるということはありません。

それと、おっしゃるとおり、財政的に有利な起債を活用してというところが基本になりますが、有利な起債の対象外について、交付税措置のないような起債をしてしまいますと、逆に不利に利息がつくばかりということになりますので、そのあたりは、やはり基金、積み立ててきた基金を活用するほうが有利になるのではなからうかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） よろしいでしょうか。そのほかに。村田委員。

○委員（村田弘司君） お尋ねをしたいと思います。

今、藤井委員のほうから、非常に真髓を突いた質問をされたと私も思っております。

今、質疑をお伺いしながら、ちょうど国が今、きょうから始まりました「Go To キャンペーン」を思い起こさせていただきました。

恐らく、全ての立てつけ、政治的なもの、その辺の理解を整理をして、じゃあ何のためにこれをするのかということをしちんと捉まえた、わきまえた上で物事は出発しないと、国でいえば国民、美祢市でいえば市民に混乱を起こしますし、将来的な禍根を残すというふうになるかと思えます。

それから、その前の特別委員会でも申し上げましたけれども、平成5年の3月31日までに本庁舎、2つの総合支所を一息に建て替えて、そして引っ越しまでするというに、計画はなっておりました。

恐らく、このことの主な要因は、合併推進債があるから、早くこれに乗っかからないと、この美祢市にとって大きなダメージになるんじゃないかと、将来的な公債費についても影響を及ぼすんじゃないかということがあったんだろうというふうに思えます。

それで、恐らく職員の方々も、改選前の議会サイドも一生懸命議論を重ねられた結果、そういうふうな方向で走っておったんじゃないかと私は理解しております。

今、いみじくも田辺総務部長がおっしゃいましたけれども、そのときそのときでいろんな制度も変わってくるし、そのときに合ったものをまた捕まえて、美祢市にとって有益な起債、借金を起こせばいいというふうに理解しておるというふうにおっしゃいました。

今、先ほど佐々木課長の説明でも、過疎債については、一応期限は切れるけれども、国のほうで——総務省サイドですね、当然必要だからこれを延長するという。これ、もうずっと延長に延長を繰り返してきて今に至ってるわけですが、これがあるということで、恐らく延伸されるでしょう。

この合併推進債についても、一応期限が今出ておりますけれども、私の理解では、陳情する陳情しないにかかわらず、恐らく、これは延伸される可能性があるなというふうに思ってます。

ですから、この辺の全体を捕まえていかないと、どうしてももう後がないから、

これに乗っからないとということ、破れ汽車、破れ車に乗ってしまう可能性もありますし、我々は将来の市民に対して大変な責任を負っておりますから、その辺も踏まえて考えていく必要があるというふうに思っています。

それで、先ほどの佐々木課長が説明になったパターン①、②、③というのがありましたよね。いつまでに本体工事を行っていけばいいか、それから公民館をその後やればいいのか。だから、合併推進債と過疎債をどういうふうに組み合わせていけばいいかというパターンを3つに分けておられました。

それで、これでいくと、パターン②ですよ。パターン②が最も一般財源を使う割合が小さくなりますよという説明でしたよね。そういうふうに理解しています。

それと併せて、その後に説明をされた実質公債費比率の推移表というのがありましたね。令和17年にこの実質公債費比率が最も、今の推計では高くなりますよという話をされました。そのときに、標準財政規模が、先ほど藤井委員も質問されましたけれども、分母になってますので、これ恐らく96億7,000万から6,000万円程度がこの分母だろうと、私は逆算すれば思うんですけども。

これに対して、どの程度の割合の借金——ですから、15.7とか15.6とか12%とか出てますけど、これは、全体の標準的な美祢市の財政規模に対して何%の借金を負っておるかという指標です。ですから、非常に重要なものですね。どれほどの借金を持って市政を運営しておるかという、非常に重要なものなんです。

これが、先ほどお話になった令和17年、パターン①と、一息にもうやっつけてしまおうということでやれば、15.7%だという説明ですね。

そして、パターン②、これは、この表見たら、推進債で本体工事やって、あと公民館等を期限が過ぎて過疎債を使ってやると、これが15.8%で、0.1%高いです。

パターン③のほうは、もう、この合併推進債の期限にとらわれずに、本体工事も、それから附帯するものも、すべからく過疎債等を利用してやっていこうとした場合、これがパターン③です。

ですから、これでいくと、瞬間的な一般財源の持ち出しは、このパターン②に比べて大きくなるけれども、令和17年の実質公債費比率の割合でいくと15.7%、ですから、パターン②で出しておられる数字、15.8%よりも低くなっておるんですよ。

この辺の理解が、私も今財政に携わっておりませんから何とも言い難いんですが、裏を返せば、合併推進債にとらわれていかずとも、この将来的な財政負担というの

は変わらないんじゃないかと、今のことを踏まえていっても変わらないんじゃないかと。なおかつ、これが合併推進債の期限が国のほうで延伸をされた場合は、もっとパターン③のケースの実質公債費比率の割合が小さくなっていくということも考えられます。

その辺のことをちゃんと整理をしてこの議論を進めていかないと、見切り発車をしてしまいますと、先ほど冒頭申し上げたけれども、国の「Go To キャンペーン」と同じようなことが起こってくるのではないかというふうに思います。

これについて、職員の方のほうにお伺いしてもなかなか難しいでしょうが、市長のほうにもお諮りせんにゃいけんと思います。

これも結局、さっき藤井委員がよくおっしゃったと思ったのが、32億の本体部分、推進債に係る部分が20億と新市長はおっしゃっておる。そのことが改選前と今では大きく変わってるんですね。

そのことも踏まえて議論をしないと、そのままの流れで行ってしまいますと——もう一遍言います。破れ車に乗ってしまうということがあり得るといふことがありますので、今の本庁舎建て替えと両総合支所の建築について、私は改築するのが妥当だというふうに確信をしております。

ただし、それを合併推進債の期限が迫っておるからということで、短兵急に接してしまいますと大変なことになるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。それを職員にお伺いするのは非常に大変——副市長にお伺いしたいと思います、どうでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 村田委員、先ほど平成5年3月と言われましたけど、令和5年3月の間違いですね、訂正させていただきます。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 村田委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、このたび、このシミュレーションで御提示させてもらったパターン①、②、③、それぞれ施工年次が違う組合せでの、今後の実質公債費比率を算出するに当たってのシミュレーションですけれど。

本庁舎の新築整備が32億、それを20億に圧縮するということについてのシミュレーションを考えた場合に、いろんな影響を考えた場合に、村田委員言われたように、合併推進債の適用期限が令和4年度末で切れるものか、その後延長されるものかという事案——本市にとっては重要な事案がまだ未確定な部分がありますので、

村田委員言われるように、その辺をあまりにも拙速に、偏った判断といいますか、これありきでの議論というのは、なかなか難しいというのが現状ではないかというふうに思っております。

○委員長（山中佳子君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 今、波佐間副市長のほうからお話がありましたけれども、執行部サイドとしても、よく今を捉まえた上で、将来をちょっと見越して、国の動向等も考えて再考する余地があるというふうに私は理解をしたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

今、うなずかれましたので、そのとおりだというふうに理解をいたしました。

そうすると、それを踏まえた上で、我々、これ特別委員会ですから、委員同士で議論を深めていく必要があろうと思います。執行部サイドのほうでそういうふうな基本的なスタンスを示されたということであれば、それで今後、我々は議論を深めていく必要があろうかと思えます。

いずれにしても、庁舎の建て替えは、耐震度のことも含めまして必要と私自身も理解をしております。これを周囲の方にとって、いかに有益なものとして建て替えるかということ、これに尽きると思いますので、私はその立場で今後議論をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 田原委員。

○委員（田原義寛君） 来庁者推計人数の資料でちょっと御質問があるんですけど、とてもいい資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。

ちょっと私が聞きそびれたかもしれないんですけど、来庁者推計人数の中で、来庁者数は括弧して平均値と書いてあるんですけど、これは何の平均を表しているのか、ちょっと御質問いたします。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

来庁者と申しますのは、例えば、3月、4月は転入・転出で結構多くございます。それと、曜日によっても来庁者の人数変わってまいります。ですから、そういうことの平均を取った数字ということでございます。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 田原委員。

○委員（田原義寛君） この来庁者推計人数なんですけど、先ほど、実質公債費比率の推計のグラフも見せていただいたんですけど、同じように、例えば現時点では、こういうふうな来庁者数の推計があるわけなんですけど、今後5年後、10年後あるいは15年後、令和17年ぐらいまでいくと、来庁者数はどういうふうに変化するのとか、人口の減りようもありますしね、そこから何か導き出せる大まかな人数というのはあるのかなというのをちょっと聞いてみたいのと。

もう1つは、今現在、来庁をされていらっしゃる方々、実際にこれは職員の方々対応されておる中で、たくさん人が来て、すごく業務的にも大変なんだという感じを受けているのか。あるいは、そんなに以前と比べると、来庁者数たくさんでもなくて、比較的余裕があるような業務になっていらっしゃるのか、そういうところもちょっと聞いてみたいなと思ってですね。

結局、先ほど村田委員もおっしゃいましたけど、全体的なことを捉えると、これから新庁舎を建てられた後に、5年後、15年後に新庁舎の進化が問われるわけなんですけど。

来庁者数もどんどんどんどん減ってしまって、大きい建物建てたけど全然使えなかったとか、そういうことになっては、やっぱりちょっと残念な気がしますし、篠田市長も縮充という言葉使われましたけど、小さくコンパクトにまとめるんだけど、内容はしっかり充実したものにしていくという御言葉もあったかと思いますので。

そういう意味で、ちょっと5年後、10年後とか、例えば、回帰直線とか回帰曲線という数学の変数があるんですけど、そういうものを使っても、もしかしたら推計できるんじゃないかなと思ってんですけど、いかがですかね。そういうふうな推計値というのはできるものでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今後5年、10年後の来庁者の推計でございますけれども、現在、その数字を推計するようなものは、私としては見ておりませんので、難しいかと思えます。

今おっしゃられたのは、例えば、コンビニ交付とか、いろいろ本庁に来なくても、総合支所に来なくても、業務が——市民の方が用が足せるんじゃないかというような意味合いだろうと思えますけれども、今後5年、10年そのような、どういうふうな

形で進んでいくか、ちょっと不透明なところもございます。

それと、来庁者の中には、先ほど説明しましたように、市民の方以外にも業者の方等々もかなりおられます。推計の来庁者の中には、単純に受付書類をもらいに来られた方以外にも、相談に来られた方も結構おられます。その相談の方のまた推計も結構難しゅうございまして、相談がじゃあ今から減ってくるかというふうに思うよりも、逆に増えてくるのではないかというふうな考えもございまして、現在の現実の平均値としてはお示しした数字でございまして。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 田原委員。

○委員（田原義寛君） コロナの話を出して恐縮ですけど、今、第2波が来て、新しい生活様式で、今後とももうしばらく続くかと思っておりますけど。

私自身も、結構オンラインで最近では会議に参加したりということが実際にあったりしますので、そういうところも見据えて、先ほどの相談も多分オンラインということは、実際に業務として入ってくるんじゃないかと思っておりますので、そういったところも含めて、庁舎の建設に生かしていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（山中佳子君） そのほかに。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回の資料を基にして、各委員からも非常に大切な——重要な、こういった質疑もあったと、このように考えております。

私のほうから、ちょっと2点ほど質問していきたいと思っております。

今、来庁者推計人数等、これ細かく書かれております。

それで、美東、秋芳、こういった関連の施設にあって、美東の図書館が1日当たり2名、そして秋芳図書館、これが1日18名、こういう形の来訪者がここに書かれておりますけれども。

問題は、これから今の美祢市の人口が2万三千七、八百人。今回国勢調査で、それによると当然2万3,700人とかそういった数字で、交付税1人10万円ですけれども、こういったところで美祢市の収入が、交付税が減ってくるということも非常に危惧されるところでございまして。

また、こういったコロナに関しての市税、法人税、こういったところもいろいろ全般的に今後かなり影響してきて、非常に標準財政規模に対しての今まで説明があ

りましたけれども、実質公債費比率、こういったところが今後、基金に財政を充てようと思ってもなかなか充てられないような状況となってくると、非常に、実質公債費比率が15年のちに15.7か8でしたね、パーセントね。こういった状況が私はさらに悪くなっていくということを想定して、対処していかなくちやならないと思っております。

そういった形で、お尋ねしたいことは、図書館の来庁者の人数。それで、今回計画している図書館の規模で走っていくのか、まず、そのところからちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（山中佳子君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、お示ししております両総合支所の図書館部分については、約120平米から150平米でございます。秋芳の場合は、今図書館が平米数が大きいものですから、2分の1以下の平米数としております。

ハード面では小さくなりますけれども、総合支所との複合施設ということで、コストの部分を大きく見直しながら、ソフトやサービス面での充実を図って、面積の少なくなった部分を補ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、図書館もですけど、この体育館も今現在、1日8名程度です。今後、どれだけの規模の体育館を建てるかどうかちょっと分かりませんが、これを1人に計算すると5,000円ぐらいかかる。1日1人来ることによって5,000円かかって、8人やったら4万ぐらいかな。そういう形がちょっと算出できるかなということも考えられます。

そういった面で、しっかりとこの辺については、重々、これからの美祢市の将来の人口規模等、また財政規模を見ながら、私はしっかりと、後で大きくしすぎたなということがないように、適切だったなって、こういったところを進めてもらいたいと思います。

今後、この15年後には実質公債費比率も15.7%、それで、18%以上になると県知事の許可を——いろいろ協議しながら起債を起こしていかなくちやならないという、非常に難しい形で事業を進めなくてはいけなくなってしまうので、どうか今後、こ

れについては、本当に18%を超えないという、今の経済状況を考えていくと大丈夫かどうか、これはやっぱり、市民の皆さんにとっては、非常に不安な点があると思っておりますので、この辺についてはしっかりと説明をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 岡山委員の御質問ですが、今後の財政運営に当たりましては、先ほどからいろいろ説明があったかと思いますが、実質公債費比率が18%を超えた場合に一定の制限が段階を追ってかかるようになりますので、そうしますと、全体の財政運営に支障が生じてくるということになりますので、それを超えないように、できるだけ超えないように、かつ実質公債費比率を低く抑えられるように、計画的に進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、美祢市における実質公債費比率は、13市ある中で13番目と思っております。

それで、長門市も結構50億近い、こういった規模の本庁舎を建設されました。それで今後は、かなりいろんな起債を起こして基金を入れてますので、かなり長門市も財政的には厳しくなるのではないかと思うんですけど。

問題は今、美祢市の今後、結構今13市で13番目ということで、やっぱり特に周南とか下松とか、防府のところの実質公債費比率は10も切って非常にいいですね。それは、法人税等が入ってきて、財政がある面じゃあ運営できるような形にはなっております。美祢市はなかなかそういう形にはなっておりませんので、環境が非常に他市と比べて、そういった財政運営については難しくなっていると思っておりますので、どうかどうか、今後とも、今申し上げましたけれども18%に絶対ならないように、どうかどうか、くれぐれもしながら、学校給食センターなど、今後必要な施設は着実に規模等を検討しながら対処していただきたいと、このように思っております。答弁はなければいいです。

○委員長（山中佳子君） そのほかに。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 2点お伺いします。

まず1点目は、今までの各委員の質問に関連するんですけども、先ほど村田委

員のほうからありましたように、諸前提をいろいろ明らかにした上で、委員の中でもいろいろ協議するということでございましたし、まさにそうやってしっかりやらないといけないと思うんですけれども。

1つ、委員で議論する前提として、くどいですがけれども、合併推進債を使おうという場合に、先ほど、本庁舎の建て替えの部分だけ、令和4年3月だったですかね——の合併債の、今のところ分かってる期限があると。そこまでに工事が終わるものについては、一応合併債使えるということだったんですけれども。

この計画では、その後、移転とか解体とか外構とか、これはもう期限が過ぎるから使えないんで、一般財源か何かとか、いろいろ基金とかでやると、こういう前提だったんですけれども。

もし、解体とかも期限——5年の3月までに外構とか解体とかもう一切できたら、その分も合併推進債というのは使えるのか。それとも、合併推進債というのは、あくまでも本庁舎を建てることだけなのかというか、そこをもう1回ちょっと確認させてください。それによって、全然何を議論するかというのも変わってきますので、そこをちょっとお願いします。

それともう1つは、先ほど村田委員のほうから、この合併推進債もひよっとしたら、今期限が5年の3月だけでも伸びる可能性もあるかもしれないというお話だったんですけれども、これは正直、今の時点では何とも分からないんで、これを当てにしてまた協議するということは、それが外れた場合は全く——だから、一応、今の現在はこういう前提で、これでやればいいけれども、仮にそれが延長になった場合にはどうするという、そういう代替案を考えていけば、いろいろ議論も煮詰まると思うんですけれども。

お聞きしたいのは、今言いましたように、5年の3月までに解体とか移転も終わる、すなわち、ここで、先ほど松野室長のほうからありました23億部分というか、これも工事さえ終われば推進債が使えるのかどうなのかと、ここはちょっと確認させていただきたいと思います。これが1つです。

まず、ちょっとその点お願いします。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

令和5年3月までに本庁舎の整備、外構工事等が全て終われば合併推進債の対象

になるかとおっしゃいましたけれども、対象になると思います。終わればです。

○委員長（山中佳子君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

もし、そうであれば、逆に今のスケジュールが非常にタイトだというように聞いてるんですけど、そこを無理やりそっちまでやれば、少なくとも起債的には有利な条件でやれるという、そういうふうを考えてよろしいですね。ありがとうございます。

それともう1点、ちょっと本庁とは関係ないというか、総合支所のほうの建設等にも絡むんですけども、こういう大きな建設というか、市にとって非常に大事業というか、こういうふうなものを実際に進めていく、その意思決定のプロセスについて確認させていただきたいと思うんです。

というのが、一応、こういう大きな事業をやります。そうすると当然、執行部のほうからというか、こういうふうなことで建て替え、本庁舎あるいは総合庁舎の建て替えをしたいということで、それだけでは何とも仕方がないんで、具体的にこういうスケジュールで、こういう計画で、こういう予算というか——でやりたいんだというふうな1つのアイデアというか、提示されると思うんです。

それを多分、行政プロセス的には、市民というか——のほうへの公開ヒアリングなりというか、そういう手続か何かをして、それで見直すべきところがあるんだったら見直しをして、どんどん詰めていって、最終案ということで、最終的には議会でそれが承認されて、一応その計画が実施できると、こういうのが行政プロセス、意思決定のプロセスじゃないかなと思うんですね。

そういう意味で、今、例えば総合庁舎のほうについては、私も美東のほうでは、過去3回ほどワークショップにも出てるんですけども、先ほど言った、その計画に対する住民側の意思表示の機会というか、プロセスというか、これについては、例えば、そういうワークショップというのも1つの手だと思うんですけども、例えば、正直ワークショップに出てる人というのは、人数が三、四十人ぐらいなんですよ。それで、本当に住民の意思が確認できたとしていいものなのか。それとも、何かもっとうこういう計画がありますよということで、アンケートとかをやって、それをまたベースにいろいろ判断するのかとかいうか、そののところはどういうふうにして計画の住民への周知とかいうか、意思の確認とかいうか——をされてるんかなと思う

んですけれども。

そこについてのプロセスというか、それがどうなってるか、お答えをお願いしたいなと思います。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私のほうからは、本庁舎について答弁させていただきたいと思います。

本庁舎の立ち上げは、平成29年の4月からでございます。まず、29年の8月に市民の方2,000人強の方へアンケートを行いました。市民の18歳以上の方から抽出しまして、約10人に1人、人口に対しまして10人に1人の方へアンケートをいただきまして、回答率は、今ちょっと正確な数字は覚えておりませんが40%前後だったというふうに考えております。集計の結果につきましては、市のホームページのほうにデータを載せておりますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

その後、ワークショップなりパブリックコメントを行いまして、最終的に市民説明会を5か所の会場で行い、基本構想を策定をいたしました。

次に、基本計画の段階におきましては、アドバイザー会議、専門の方にお集まりいただいて様々な協議をしていただいて、その中で、ワークショップを5回ほど開催をしております。その後に、基本計画の市民説明会、パブリックコメント等を行いまして、基本計画の策定をしたところでございます。

今現在、基本設計に携わっておりますけれども、この中でも専門の方、アドバイザーの方にいろいろ御意見をいただきながら進めているところでございます。

本庁舎に関しましては以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 志賀美東総合支所長。

○美東総合支所長（志賀雅彦君） 総合支所につきまして御説明をさせていただきます。

まず、基本構想ですが、基本構想につきましても、30年の6月から協議を行いまして、基本構想の案をパブリックコメント、または住民説明会を実施して基本構想を策定したところです。

現在、基本計画において進めておるところですが、基本計画につきましても、先ほどから藤井委員おっしゃられるとおりワークショップ、人数が30人から40の間ですが、それプラス、ワークショップの前に各地域の住民の方へのヒアリング、各

種施設を利用されている方に対してのヒアリング等を行い、また、本庁のほうでもありましたけど、有識者会議等を経て、現在、基本計画を進めておるところであります。

また、ワークショップの内容につきましては、ワークショップニュースということで、市民のほうに配布、またホームページのほうに掲載をしておるという状況です。

ワークショップにつきましては、限られた人だけというのではなくて、どうぞ御自由に御参加してくださいということで、案内等通知をしておるという状況でございます。

以上です。

○委員長（山中佳子君） そのほか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、志賀美東総合支所長のお話でございましたけれども、先ほど松野室長の本庁舎に対する、そういう一般市民の考えの確認ということと比べて、1点、本庁舎の場合には2,000人だったですかね——に何かアンケートをやったという話だったんですけども。

このところは多分、美東総合庁舎の場合には、特にそういうアンケートはなく、先ほどの総合支所長の話だと、それに代わって、いろんなところ、各公民館に来られた方にヒアリングしたとかというお話だったんですけども。

そこはプロセス的に、何か本庁舎のほうはアンケートされたということなんですが、総合庁舎の場合には、もうそのアンケートというのはもうなしで、それに代わるヒアリングというようなことで、一応もうプロセス的に、住民の意見を十分聞いてましたよということで、そういうことでよろしいですか。あるいは、また本当に必要であるんだったらアンケートとかも取るとか、そこはいかがでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 志賀美東総合支所長。

○美東総合支所長（志賀雅彦君） 藤井委員の御質問にお答えをいたします。

総合支所については、基本構想段階では市民へのアンケート等は行っておりません。ですが、先ほど申し上げましたように、パブリックコメント等で意見を集約したものと考えておるところです。

以上です。

○委員長（山中佳子君） よろしいでしょうか。そのほかに。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大きく分けて、2つのことをお伺いします。

1点目は、先ほどの藤井委員の質問に関連してです。

お伺いしたいのは、今回32億円が20億程度に減額という案が出てきました。ついては、市民からの御意見の聴取、また同じようにやられるのか、やられないのかという問題が1点です。

それから、先ほどから合併推進債、過疎債含めて、有利な起債がどうかという質問がありました。

その中で、ちょっと皆さん、誤解があるんじゃないかなと思うのは、過疎債はあくまでも借入れです。推進債も借入れです。当然、利子払いますよね。今、過疎債にしる推進債にしる、利息は何%ですかという質問です。

それと、この起債の問題、特に推進債のタイムリミットが令和5年3月末完成ということなんですが、そのことはあんまり——もう本庁舎の建て替え問題にどういふふうに影響を与えるのか、私は全く理解できません。その点を執行部は、先ほど村田委員の質問に対して、執行部いろいろお答えになったけれど、どういふふうに関係があるんでしょうか。

つまり、今我々が提示されてる問題は、32億円を20億円程度に減額すると、そのことの是非について議論するんじゃないんでしょうか。それが何か、起債の条件とか期限とか、そんなもの私にとっては枝葉の話だと思ってます、大変御無礼ですけども。そう思うんですが、執行部どうお考えですか。

今、大きく2つ聞きました。よろしくお願ひします。

○委員長（山中佳子君） 松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） ただいまの御質問の第1点目について回答させていただきます。

今現在、基本設計の段階でございまして、見直しを行ってます関係で、予定より約2か月程度遅れております。基本設計が出来上がりましたら、パブリックコメント並びに市民説明会のほうは開催をしたいというふうに思って——市民の理解を得たいというふうに考えております。

それから、先ほど藤井委員の御質問で、アンケートということがございましたので、ちょっと併せて回答させていただきますと、平成29年の8月に、約1か月ほどアンケートを行いまして、配布枚数が2,300枚、これは、人口割で美祢地域が約

1,400枚、美東・秋芳地域が約400枚程度でございます。約43%の回収でございます。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 坪井委員の御質問の中で、まず起債の利率のことを言われましたけれど、本日の資料3のシミュレーションのページの右肩のところに市債の条件設定ということで、それぞれ合併推進債0.4%、過疎債は0.05%で算定をさせていただいてるという——直近の利率をここで採用させていただいてるという状況でございます。

それから、坪井委員言われましたように、我々のほうはいろんな条件を——起債の交付税算入率とかいろんな条件を御提示というか、各委員方の議論の参考資料になるようにということでいろいろシミュレーションをし、提出させておるところであります、坪井委員言われましたように、32億が20億程度ということの議論を特別委員会のほうで、委員で御議論していただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 波佐間副市長の最後のところ、委員会で議論をと、何を議論するんですか。32億を20億円にするよという、何の議論をしたらいいんですか。

別に変ないちゃもんをつけてるんじゃないんです。先ほどからの議論をずっと聞いておりますと、もう32億で基本設計の外部委託まで終わってるんですよ。それを止めて、もう一遍と言うのは、本来とっても無理がある話なんですよ。よほどの、それでは成り立たない条件が発生したのなら別です。

ですから、この特別委員会も何を議論すればいいんですか、そもそも。そもそも論で誠に申し訳ないんですけどね。

要するに、市長が当選されて、そして、公約で20億円程度とおっしゃったから、もうかなり全体からいけば2割から3割ぐらい済んでる話を突然引き止めて、もう一遍考え直すから議論してほしいと。どうも私は、そもそも根本のスタートラインが納得いかないんですよ。これ、大変な問題ですよ。

32億円を20億円にするのは、よほどの財政的な制約が新たに生じた、コロナ禍によって、新しいよほどの条件が生じたというのなら別ですよ。格別の変更はないじゃ

ないですか。だから、我々何を議論したらいいですかという、そういう問題です。

それからもう1つ、さっきのあれですが、要するに、合併推進債にしる過疎債にしる、銀行からお金を借りるんですよ。借りた金は利子がつきます。返さないかんのですよ。

そして、さっき基金ですかね、7億とおっしゃったんですか、貯めてあるんですよ。それがあんだから、できる限りまずそれを取り崩すと。そして、起債の額を少なくするというのが、普通の誰が考えても分かる話なんです。

先ほどからのお二方の議論聞いてると、それがあたかも重要な決定的な要素のごとくお話されるんで、そこのところ、私はちょっと理解できないんで、執行部はどのように受け止められておるのか……

○委員長（山中佳子君） すみません、坪井委員、それは特別委員会の中での話です
ので、執行部に意見を求められるものではないと思います。

○委員（坪井康男君） そしたら、それじゃあ質問をお二人に開きますよ。

○委員長（山中佳子君） 執行部が退席されて、その話は進めたいと思います。よろ
しいでしょうか。（発言する者あり）それは、執行部に回答を求められるべきでは
ないと思いますが。御理解いただけますか。

○委員（坪井康男君） 最初に何か言ったでしょう。推進債とか過疎債は借金でしょ
うって。だから利子がつきます。貯金を取り崩してできるものはやるって、それは
そうでしょう。違いますか。その点だけ教えてください。

○委員長（山中佳子君） ちょっとここで、10分ほど休憩したいと思います。11時20
分まで休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時17分再開

○委員長（山中佳子君） それでは、休憩前に引き続き、再開したいと思います。

そのほかに質問のある方。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほど来、財政の話が出てる中で、ちょっと面積の話をお伺
いしたいと思うんですが、平成30年9月に新本庁舎整備基本構想というのが出てお
りまして、その中に、面積の算定、職員数とかそういった面積の算定が出ておりま
す。

私が、なぜこの話をするかといいますと、工事費32億が20億程度というふうにするのは、基本的に面積当たりの工事費48万円というのには変わりがないということになりますと、面積が小さくなるということなんですね。

このたび、本庁舎への来庁者等の人数が平均が出てきましたけど、それを6時間、7時間の時間にならすと、来庁者の平均的な人数というのは出てくると思うんですけど、それに職員数を加算しまして計算していくと。

すると、労働安全衛生法の中に規則がありまして、それに、天井が3メートルの高さだったら、1人の人間に2.8平米が必要という気積——空気の体積、これの計算があります。ということは、来庁者と職員の数を合わせて、なおかつ、それに2.8平米掛けないと面積が出せないというのがあろうと思うんですけど、そういったことも考えながら面積を考えていきたいと。

それと書庫、会議室、これも、この当時の算定資料には出ておりますけど、私は、これ適切だと思ってるんですね。それで、平米単価48万円を掛けると、どうしても32億という数字になろうと思うんです。こういう基本面積が幾らいるから、積み上げていった結果が32億になると思うんですね。

反面、20億程度というふうに頭を決めて数字を下ろしてくると、面積がすごく小さいものになってしまう。そうすると、書庫ですとか、先ほど言いました空気の体積、そういったものが確保されなくなってくるんじゃないかという懸念がしております。

もし、本日でなくても結構です。後日で結構ですから、この来庁者の平均値に職員の数が入っておりません。各課の職員の数を記載したもの、それと書庫、会議室、これらが当時出された、平成30年9月に基本構想が出されたときに会議室ですとか、倉庫の面積が載っておりますけど、それに縮小があったのかどうか、出てくるのかどうかというところを後日で結構です。資料として頂きたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 執行部、可能でしょうか。松野庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（松野哲治君） ただいまの御質問にお答えします。

誠に申し訳ございません。労働安全衛生法については熟知しておりませんので、回答は控えさせていただきますけども、今要求されました職員数並びに書庫、倉庫、会議室等の面積については、資料として提出させていただきたいと思っております。

○委員長（山中佳子君） よろしいでしょうか。そのほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私の質問は簡単な質問。

先ほど坪井委員が聞かれました起債の利率が、合併推進債で年0.4%で、過疎債で0.05というふうに書いてありますけど、これ間違いないんですよね。

合併推進債で0.4%だったら、100万円借りて年4,000円なんですよ、利子が。これは変動金利ですか、固定金利ですか。

以上です。

○委員長（山中佳子君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

利率については間違いないというふうに認識をしております。

利率については固定だと思っております。

○委員長（山中佳子君） よろしいでしょうか。そのほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） ないようでしたら、ここで執行部に退席していただきたいと思えます。

5分ほど休憩いたします。

午前11時23分開会

午前11時27分再開

○委員長（山中佳子君） 休憩前に続き、再開したいと思います。

先ほど坪井委員より、この特別委員会では何を議論すればいいのかというお話がありました。6月22日に特別委員会が設置されました中で、調査事項として5つほど挙げられております。

まず、新庁舎等の改築もしくは耐震化などによる改修について、2新庁舎等の規模と市民サービスについて、3新庁舎における議場等の機能について、4新庁舎等の改築もしくは改修に伴う市街地の再編について、5その他設置目的のための調査事項についてということが特別委員会の設置目的です——目的は、新庁舎の建設について調査するためなんですけれども、調査事項は今申しあげました5つです。この5つに対して、皆さん議論していただきたいと思えます。

その前に、本庁舎ですけれども、本庁舎の建つ位置は皆さん、計画は把握されて

おりますでしょうか。タブレットの中にあります基本計画の中なんですけれども、23ページ、24ページ、出ますでしょうか。

すみません、今、局長から送っていただきます。

4パターンありますが、皆さん行きましたか。この件についてまず検討していただきまして、それから様々な議論に入りたいと思いますが。村田委員。

○委員（村田弘司君） これ、休憩前の坪井委員の質問にも関連するかと思います。

今、ここに示されておるこの図面ですよね。鳥瞰図にしる、それから横から——側面図にしる、それから位置についても。建設規模が32億ですね、そのときに立てられた計画ですよね。

そうすると、私も先ほどの休憩前の質問のときに申し上げたけれども、根幹的なものは変わりつつあるんですよね。最終的には、議会が美祢市の最高・最終の意思決定機関ですから、議会が承認しない限りは、このことは成就しないんですけれども。

当面、予算を調整する権能を持つてる市長のほうから、20億に圧縮するというのが出されてます。ですから、そのことを踏まえてここで議論するのか、32億のまま議論するのかによって、大きく話は変わってくると思うんですよ。

だから、一遍全てのことを整理をしないと、ここでやったことが——何遍も私言うけれど、水泡に帰すと、ここの議論が。時間を費やして、それが何のためにしたのか分からなくなるので。

今、市長がああいうふうな20億ということを出されたんなら、市長のほうから、それについての20億でやれるという具体的なもの、そして建てる位置とか、それから、鳥瞰図を見たときどういうふうな形になるとか、そういうことをお示しにしないと、我々は、ここでどういうふうな議論していいか分からないんですよね、ということをちょっと申し上げたいと思います。

○委員長（山中佳子君） 分かりました。そのほかに意見ございませんでしょうか。

今、執行部にも確認しましたがけれども、基本設計の改訂版といいますか、修正されたものは盆明けでないと出てこないそうです。それでは、それが出てから、また議論するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） それでは皆さんの、今私がお示ししました位置についても

御検討いただきたいと思います。そのほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山中佳子君） ないようでしたら、きょうはこれで閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

午前11時31分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月22日

新庁舎等建設特別委員会委員長